

平成 26 年 10 月 17 日

福岡市立東部地域小学校空調整備 P F I 事業 入札説明書等 新旧対照表

平成 26 年 9 月 18 日に公表した「福岡市立東部地域小学校空調整備 P F I 事業」の入札説明書等を次のとおり修正します。

通番	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
1	基本協定書 (案)	P5	第7条第12項	(追加)	<u>12 本条各項の定めは、本協定、事業契約その他において、別途、各構成企業の連帯責任を定める規定を排除するものではない。</u>
2	事業契約書 (案)	P18	第40条第1項	(前略)ただし、当該き損又は不具合が甲又は教職員、児童、保護者その他の小学校の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。また、当該瑕疵が重要でなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、甲は補修を請求することができない。	(前略)ただし、当該瑕疵が甲又は教職員、児童、保護者その他の小学校の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。また、当該瑕疵が重要でなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、甲は補修を請求することができない。